新もとまちプラザ建設工事

総合評価競争入札方式資料

○国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する要綱

平成25年６月21日

要綱第12号

最近改正　令和８年９月14日

（趣旨）

第１条　この要綱は、市が発注する土木工事、建築工事、設備工事等の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の２（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）（同令第167条の13（指名競争入札の入札保証金等）において準用する場合を含む。）並びに国分寺市公共調達条例（平成24年条例第35号）第11条（価格のみによらない相手方の選定）及び第12条（総合評価方式等による公共調達の実施）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（対象調達案件）

第２条　総合評価競争入札による対象工事は、次に掲げる工事のうち、予定価格が60,000,000円以上の工事で工事請負契約により締結する案件とする。ただし、工事の性質、目的その他特別な事情により、市長が総合評価競争入札に適さないと認めたものは、除くものとする。

(1)　土木工事

(2)　建築工事

(3)　設備工事

（総合評価落札方式の型式）

第３条　総合評価落札方式（総合評価競争入札において落札者を決定する方式をいう。）の型式は、特別簡易型（施工計画の評価を要件とせず、入札への参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）の同種の工事の施工実績及び工事成績、信頼性、社会性等の定量化された評価項目並びに入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する方式をいう。次項において同じ。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、技術的な工夫の余地その他の事由により市長が特に必要と認める場合は、特別簡易型以外の型式によることができる。この場合において、特別簡易型以外の型式による総合評価競争入札の実施のため必要な事項は、案件ごとに別に定める。

（落札者決定基準）

第４条　市長は、総合評価競争入札を実施しようとするときは、落札者を決定するための基準として、評価項目、評価の方法その他の落札者決定のための基準（以下「落札者決定基準」という。）を別に定めるものとする。

２　市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、２人以上の識見を有する者（以下「識見者」という。）の意見を聴かなければならない。

３　市長は、前項の意見の聴取に当たって、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定するときに、改めて識見者の意見を聴く必要があるかどうかについての意見を併せて聴くものとする。

（入札の公示等）

第５条　市長は、総合評価競争入札の実施に当たり、国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第５号）第９条（入札について公示する事項）に規定する事項のほか、次の事項を公示するものとする。

(1)　総合評価競争入札の採用に関すること。

(2)　入札参加者の施工能力等の評価に必要な資料の提出に関すること。

(3)　落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。

(4)　総合評価競争入札に関する評価結果の公表に関すること。

(5)　価格以外の評価（以下「技術評価」という。）の点数についての疑義照会に関すること。

(6)　提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いに関すること。

(7)　その他市長が必要と認めること。

２　前項の公示は、次に掲げる場所において行うものとする。

(1)　市役所掲示場

(2)　市ホームページ

(3)　一般財団法人GovTech東京が運営する電子調達サービス

(4)　その他市長が必要と認める場所

（競争参加資格の確認及び技術資料等の提出）

３　総合評価競争入札を指名競争入札により実施する場合にあっては、前２項の規定にかかわらず、第１項の規定により公示すべき事項をその指名する者に通知するものとする。

第６条　市長は、別に定める方法により入札参加者から総合評価競争入札の参加の申出を受けたときは、当該入札参加者の入札参加資格を確認し、当該入札参加者に対し、前条第１

項第２号で定める資料として次に掲げる資料（以下「評価項目算定資料」という。）の提出を求めるものとする。

(1)　同種工事の施工実績

(2)　配置予定技術者の資格及び施工実績

(3)　下請負事業者一覧

(4)　防犯協力、除雪協力又は防災協定の締結について証する書類

(5)　緊急工事等の契約実績

(6)　消防団員の雇用実績

(7)　ISO9001又はISO14001若しくはエコアクション21の認証取得を証する書類

(8)　障害者雇用状況届

(9)　高年齢者雇用状況届

(10)　男女平等及び男女共同参画への取組について証する書類

(11)　ボランティア活動への参加又は取組について証する書類

(12)　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23（経営事項審査）第２項に規定する経営事項審査の結果(建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況に掲げる項目のうち市長が別に定める項目に限る。）について確認できる書類

(13)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、評価項目算定資料の提出期限後、入札参加者から提出内容の変更の申出を受けたときは、これを認めないものとする。

（技術評価の方法）

第７条　市長は、入札参加者から提出された評価項目算定資料により、当該入札参加者の技術評価を行うものとする。

２　前項の評価の実施に当たっては、公正性、公平性及び適格性に十分配慮するものとする。

（総合評価の方法）

第８条　市長は、第４条に定める落札者決定基準に基づき、前条の規定による技術評価の各評価項目を点数化した得点の合計（以下「技術評価点」という。）に、当該入札参加者の入札価格から算出した価格評価点を加えて得た数値（以下「総合評価値」という。）をもって、総合評価を行う。

（落札者の決定）

第９条　市長は、入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、前条の規定により得られた総合評価値が最も高い者を落札予定者として決定するものとする。

２　前項の場合において、総合評価値の最も高い者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。

３　市長は、第４条第３項の規定による意見の聴取において、落札者の決定に当たり改めて意見を聴く必要があるとの意見があった場合は、あらかじめ識見者から意見を聴取したうえで、落札者を決定しなければならない。

４　市長は、落札者を決定したときは、当該落札者及びその他の入札参加者に対し、その結果を通知するものとする。

（評価結果等の公表）

第10条　市長は、前条に基づき落札者を決定したときは、入札参加者の評価結果を公表しなければならない。

２　前項の公表は、次に掲げる場所において行うものとする。

(1)　総務部契約管財課窓口

(2)　市ホームページ

(3)　一般財団法人GovTech東京が運営する電子調達サービス

(4)　その他市長が必要と認める場所

３　入札参加者は、前項の公表があった日から起算して14日以内に、自らの技術評価について、市長に対し、書面にて照会をすることができる。

（加点された評価項目が達成されなかったときの対応等）

第11条　市長は、総合評価競争入札により落札者を決定し契約を締結した調達案件において、完了検査の結果、受注者が技術評価において加点された評価項目の全部又は一部について、加点に至った評価基準を満たしていないことが判明し、その責めが受注者にあると認められる場合には、当該調達案件について技術評価点の減点対象とする。

２　市長は、入札参加者が提出した評価項目算定資料に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認める場合には、国分寺市競争入札等参加資格者指名停止措置基準（平成12年要綱第７号）の規定に基づき指名停止その他適切な措置を講じるものとする。

３　前２項の内容は、入札説明書等に記載するものとする。

（秘密の保持）

第12条　市長は、入札参加者から提出された評価項目算定資料は、入札参加資格の審査及び技術評価以外に使用してはならない。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年７月１日から施行し、同日以後に契約する工事から適用する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第５条第２項第３号及び第10条第２項第３号の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　旧経営事項審査（建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和４年国土交通省令第60号。以下「改正省令」という。）による改正前の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の３（経営事項審査の客観的事項）第１項各号に掲げる事項に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23（経営事項審査）第１項の規定による審査をいう。以下同じ。）をいう。）を受けた者に対するこの要綱による改正後の第６条第１項第12号の規定の適用については、同号中「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況に掲げる項目のうち市長が別に定める項目に限る。」とあるのは、「労働福祉の状況に係る部分に限る。」とする。

３　前項の規定は、改正省令による改正後の建設業法施行規則第18条の３第１項各号に掲げる事項に係る経営事項審査を受けている者については、適用しない。

国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する落札者決定基準
（工事件名：新もとまちプラザ建設工事）

【工事業種：建築工事】

令和８年 11 月 13 日　決裁

（趣旨）

第１条　この基準は、国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する要綱（平成25年要綱第12号。以下「実施要綱」という。）第４条第１項の規定に基づき、総合評価競争入札を実施する際の落札者決定基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この基準において使用する用語の意義は、実施要綱において使用する用語の例による。

（評価基準等）

第３条　技術評価における評価項目、評価基準及び配点は、実施要綱第４条第２項に規定する識見者の意見を聴取したうえで定めるものとする。

（評価の方法）

第４条　実施要綱第８条に規定する総合評価値は、入札参加者について、次の計算式により算定するものとする。

総合評価値＝価格評価点＋技術評価点

（価格評価点の算定方法）

第５条　実施要綱第８条に規定する価格評価点は、次の計算式により算定するものとする。この場合において、計算式により算出した総合評価点は、小数点第２位までとし、第３位を四捨五入するものとする。

価格評価点＝１００×（１－入札価格／予定価格）

（技術評価点の算定方法）

第６条　実施要綱第８条に規定する技術評価点は、入札参加者から提出された評価項目算定資料について、別表により算定するものとする。

２　前項に規定する技術評価点は、実施要綱第６条に規定する評価項目算定資料を提出した入札参加者に与えるものとする。

３　共同企業体の技術評価点は、企業の技術力については共同企業体を代表する者を採点し、企業の信頼性・社会性については、共同企業体を構成する事業者の中で評点の合計点が最も高い事業者を採点する。

別　表（第６条関係）

評価分類	評価視点	評価項目	評価基準	基準別配点	視点別配点
企業の技術力					
	企業の施工能力	工事成績 ※直近３件の同種工事実績の平均点	80点以上	5	
			75点以上80点未満	4	
			70点以上75点未満	3	
			65点以上70点未満	2	
			60点以上65点未満	1	
			60点未満または該当案件なし	0	
		施工実績 ※過去５年間における官公庁実績（CORINS登録工事） ※同種かつ予定価格の８割以上の実績	実績あり（複数）	5	
			実績あり（１件）	2	
			実績なし	0	
		品質管理 ※ISO9001の取得状況	取得済み	1	
			未取得	0	
	配置予定技術者の能力	監理技術者又は特例監理技術者の保有資格	１級技術者	3	
			２級技術者	2	
			その他の技術者	1	
			上記以外の者	0	
		監理技術者又は特例監理技術者の施工実績 ※過去５年間における官公庁実績（CORINS登録工事） ※同種、予定価格の８割以上の実績 ※主任(監理)技術者・現場代理人としての実績（途中交代した工事を除く）	同種かつ同規模以上の実績あり	2	
			同規模以上の実績あり	1	
			上記以外	0	
企業の信頼性・社会性					
	地域精通度	競争入札参加資格の登録営業所所在地	市内に本店あり	2	
			市内に支店・営業所あり	1	
			市外	0	
	地域貢献	市内下請けの利用又は市内事業者の自社施工 ※市外事業者が達成する場合、１点を加点	【市外】市内事業者への下請金額が30%以上	3	
			【市内】自社施工又は市内事業者への下請金額が30%以上	2	
			上記以外	0	
		市との防犯協力 ※過去３年間における「防犯パトロール」や「子ども110番の家」の登録	登録あり	1	
			登録なし	0	
		市との除雪協力 ※締結している団体の構成員である場合も含む	登録のうえ、実績あり	1	
			協定締結なし	0	
		市との防災協定 ※締結している団体の構成員である場合も含む	協定締結あり	2	
			協定締結なし	0	
		緊急工事等の契約実績 ※過去５年間における本市との契約実績	契約実績あり	1	
			契約実績なし	0	
		消防団活動実績 ※国分寺市消防団員の雇用実績	雇用実績あり	1	
			雇用実績なし	0	
	環境配慮	ISO14001又はエコアクション21の取得状況	取得済み	1	
			未取得	0	
	社会貢献	障害者雇用の取組み ※障害者手帳又は愛の手帳（同様のものを含む）所持者の雇用状況	雇用あり	1	
			雇用なし	0	
		高年齢者雇用の取組み ※65歳以上の雇用状況	雇用あり	1	
			雇用なし	0	
		男女平等及び男女共同参画への取組み ※育児・介護等の休暇制度等の有無	制度あり	1	
			制度なし	0	
		ボランティア活動への参加又は取組み ※過去３年間における活動実績	活動実績あり	1	
			活動実績なし	0	
	労働環境	経営事項審査結果通知書のうち以下の項目の合計点数が30以上 ・雇用保険加入の有無 ・健康保険加入の有無 ・厚生年金保険加入の有無 ・建設業退職金共済制度加入の有無 ・退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 ・法定外労働災害補償制度加入の有無	30点以上	1	
			30点未満	0	
	申請内容の品質保持	評価項目における申請内容の品質維持の達成状況 ※過去３年間における本市実績	未達成履歴あり	-3	
			未達成履歴なし	0	

＊過去○年間の起算方法や、詳細の説明等については、評価基準説明書を参照してください。

Ⅰ　企業の施工能力について

（工事成績評価点の算定方法）

１　工事成績評価点は、配点を５点とし、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

工事成績評定点の平均	工事成績評価点
80点以上	５点
75点以上80点未満	４点
70点以上75点未満	３点
65点以上70点未満	２点
60点以上65点未満	１点
60点未満または該当案件なし	０点

２　工事成績評定点の平均は、国分寺市（以下「市」という。）が発注した契約金額500万円以上の工事において、当該公表案件の公表日の属する年度及びその前５年度内に完了した工事のうち、最直近３件の工事成績評定点の平均とし、算定した数に少数点以下の端数が生じた場合には、第１位を四捨五入するものとする。ただし、最直近の件数が３件に満たない場合は、不足する工事件数１件につき、60点として算定するものとする。なお、該当する案件がない場合は０点とする。

３　前項の工事完了日が同日の場合は、工事成績評定点が最も高い点のものから並び替え、工事成績評定点の高いものから評価に使用するものとする。

４　工事成績評価点算定の対象は、当該公表案件と同業種とすることを原則とし、異なる業種を対象とする場合は、当該公表案件の公表時に指定するものとする。

（施工実績評価点の算定方法）

１　施工実績評価点は、配点を５点とし、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

施工実績	施工実績評価点
複数の実績あり	５点
１件のみ実績あり	２点
実績なし	０点

２　施工実績の対象となる工事は、以下のすべてを満たす案件とする。

（１）官公庁が発注した契約金額500万円以上の工事において、当該公表案件の公表日の属する年度及びその前５年度内に完了した工事で、ＣＯＲＩＮＳに竣工登録された工事

（２）当該公表案件と同業種（又は当該公表案件の公表時に指定する業種）の工事

３　前項に該当する実績が、複数件ある場合は５点、実績が１件のみの場合は２点とする。

（品質管理評価点の算定方法）

品質管理評価点は、配点を１点とし、ＩＳＯ9001の認証を取得している場合は１点とする。

Ⅱ　配置予定技術者の能力について

（配置予定技術者の保有資格評価点の算定方法）

1　次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）１級技術者　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第２号イに規定する者をいう。

（2）２級技術者　建設業法第27条第１項に規定による技術検定その他の法令に規定する試験に合格した者又は他の法律の規定による免許若しくは免状を交付された者のうち、同法第７条第２号ハに該当するもののうち、法律によるイに規定する者をいう。

（3）その他の技術者　建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第１５条第２号ハに規定する者で１級技術者及び２級技術者以外のものをいう。

2　配置予定技術者の保有資格評価点は、配点を３点とし、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

配置予定技術者の保有資格	保有資格評価点
１級技術者	３点
２級技術者	２点
その他の技術者	１点
上記以外	０点

3　保有資格評価点は、配置予定技術者が、当該公表案件の建設業法上の業種について、１級技術者の場合は３点、２級技術者の場合は２点、その他の技術者の場合は１点とする。この場合において、配置予定技術者が複数の資格を持つ場合には、上位の資格１つについてのみ評価する。

4　当該公表案件の工事完了まで配置予定技術者を変更することはできない。ただし、配置予定技術者の死亡等、市がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。この場合において、変更後の技術者の保有資格評価点は、変更前の技術者の保有資格評価点以上でなければならない。

（配置予定技術者の施工実績評価点の算定方法）

1　施工実績評価点は、配点を２点とし、次の表の左欄に掲げる施工実績の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

配置予定技術者の施工実績	施工実績評価点
同種かつ同規模以上の実績あり	２点
同規模以上の実績あり	１点
上記以外	０点

2　施工実績の対象となる工事は、ＣＯＲＩＮＳ登録工事とし、現場代理人若しくは監理（主任）技術者として関わったものを評価する。ただし、途中交代したものは除く。

3　施工実績は、官公庁が発注した契約金額500万円以上の工事において、当該公表案件の公表日の属する年度及びその前５年度内に完了した工事で、ＣＯＲＩＮＳに竣工登録された工事のうち、当該公表案件と同種かつ契約金額が同規模以上の施工実績がある場合は２点、契約金額が同規模以上の施工実績がある場合は１点とする。

Ⅲ　地域精通度について

（登録営業所所在地評価点の算定方法）

１　登録営業所所在地評価点は、配点を２点とし、次の表の左欄に掲げる保有資格の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

営業所所在地	登録営業所所在地評価点
市内に本店あり	２点
市内に支店・営業所あり	１点
市外	０点

２　登録営業所所在地とは、国分寺市契約事務規則第35条第１項の規定により資格審査サービスに登録された事業者の本店所在地（代理人を置く場合は、代理人所在地）をいう。

３　市内における本店については申請時において１年以上、市内における支店及び営業所においては３年以上の期間、継続的に契約締結の権限を有する代表者又は代理人を置いていること。また、本店から支店又は営業所、支店又は営業所から本店に変更した場合の取扱いについては、前者の場合は本店からの年数を継続し、後者の場合は本店に変更した時点からの年数とする。

Ⅳ　地域貢献について

（市内事業者の自社施工又は市内下請け利用評価点の算定方法）

市内事業者とは、市に本店・支店・営業所を有する者をいう。

市内事業者下請け利用評価点は、配点を２点とし、評価項目算定資料として下請け事業者予定一覧を提出させ、市内事業者が自社施工又は市内事業者への下請け金額が契約金額の30％以上であることが確認できた場合は２点とする。なお、市外事業者においては、市内事業者への下請け金額が契約金額の30％以上であることが確認できた場合は３点とする。

（防犯協力評価点の算定方法）

防犯協力評価点は、配点を１点とし、当該案件の公表日の属する年度及びその前３年度内のうちに、市に「防犯パトロール」や「子ども110番の家」について登録があることが確認できた場合は１点とする。

（除雪協力評価点の算定方法）

除雪協力評価点は、配点を１点とし、当該案件の公表日の属する年度及びその前３年度内のうちに、市内道路等の除雪要請時に除雪作業を実際に行ったことが確認できた場合は１点とする。

（防災協定評価点の算定方法）

防災協定評価点は、配点を２点とし、市と防災協定を締結している又は締結している団体の構成員であることが確認できた場合は２点とする。

（緊急工事等の算定方法）

緊急工事等の評価点は、配点を１点とし、市と締結していることが確認できた場合は１点とする。契約の種類は、道路維持工事や道路付属物等の修繕を対象とする。

（消防団活動の算定方法）

消防団活動実績の評価点は、配点を１点とし、国分寺市消防団員を雇用していることが確認できた場合は１点とする。

Ⅴ　環境配慮について

（環境配慮評価点の算定方法）

環境配慮評価点は、配点を１点とし、ＩＳＯ14001又はエコアクション21の認証を取得していることが確認できた場合は１点とする。

Ⅵ　社会貢献について

（障害者雇用評価点の算定方法）

障害者雇用評価点は、配点を１点とし、障害者を労働者として雇用していることが確認できた場合は１点とする。

（高年齢者雇用評価点の算定方法）

高年齢者雇用評価点は、配点を１点とし、満65歳以上の者を労働者として雇用していることが確認できた場合は１点とする。

（男女平等及び共同参画評価点の算定方法）

男女平等及び共同参画評価点は、配点を１点とし、育児・介護等の休暇制度を整備していることが確認できた場合は１点とする。

（ボランティア活動評価点の算定方法）

ボランティア活動評価点は、配点を１点とし、当該案件の公表日の属する年度及びその前３年度内のうちに、次に挙げる項目に該当するボランティア活動を事業所として行ったことが確認できた場合は１点とする。

①経済の振興に関する活動
②文化・環境に関する活動
③教育に関する活動
④雇用に関する活動
⑤治安･安全･防災に関する活動（上記Ⅳの防犯協力、除雪協力及び災害協定に基づく活動以外の活動）
⑥保健・医療・福祉に関する活動

Ⅶ　労働環境について

（制度等加入評価点の算定方法）

制度等加入評価点は、配点を１点とし、経営事項審査結果通知書の「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」に掲げる項目のうち次の６項目の点数が30点以上であることが確認できた場合は１点とする。

①雇用保険加入の有無
②健康保険加入の有無
③厚生年金保険加入の有無
④建設業退職金共済制度加入の有無
⑤退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無
⑥法定外労働災害補償制度加入の有無

Ⅷ　申請内容の品質保持

（品質保持達成評価点の算定方法）

品質保持達成評価点は、同種案件における過去3年間の本市実績において、請負者が技術評価において加点された評価項目の一部又は全部について、加点に至った評価基準を満たすことができなかった履歴がある場合には、その配点をー３点とする。
未達成履歴がない場合は、０点とする。